

2. 本条第1項以外の工事で使用する砂の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
3. 請負者は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

1-3-3 砂利、碎石

1. 工事に使用する砂利、碎石の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 請負者は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

1-3-4 石

1. 石は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。
2. 石の比重及び質量は、**設計図書**の定めによるものとする。
3. 請負者は、施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第4節 鋼材

1-4-1 一般事項

1. 工事に使用する鋼材は、さび、腐れ等変質のないものでなければならない。
2. 請負者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに**シート等で腐食対策**をしなければならない。

1-4-2 鋼矢板及び鋼杭

1. 鋼矢板及び鋼杭は、以下の規格に適合しなければならない。
JIS A 5523 「溶接用熱間圧延鋼矢板」
JIS A 5525 「鋼管ぐい」
JIS A 5526 「H形鋼ぐい」
JIS A 5528 「熱間圧延鋼矢板」
JIS A 5530 「鋼管矢板」
2. 鋼矢板及び鋼杭の種類、材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

1-4-3 鋼板及び形鋼等

鋼板及び形鋼等は、以下の規格に適合しなければならない。

- JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」
- JIS G 3192 「熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」
- JIS G 3193 「熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差」
- JIS G 3194 「熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」
- JIS G 3106 「溶接構造用圧延鋼材」
- JIS G 3114 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材
- JIS G 3444 「一般構造用炭素鋼管」
- JIS G 3466 「一般構造用角形鋼管」

1-4-4 棒鋼

1. 工事に使用する鉄筋の種類、材質及び形状寸法は**設計図書**の定めによるものとする。
2. 普通棒鋼及び異形棒鋼は、以下の規格に適合しなければならない。
JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」

- JIS G 3112 「鉄筋コンクリート用棒鋼」
- JIS G 3117 「鉄筋コンクリート用再生棒鋼」
- JIS G 3109 「PC鋼棒」
- JIS G 3137 「細径異形PC鋼棒」
- JIS G 3191 「熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び質量並びにその許容差」

1-4-5 控 工

1. 腹 起 し

- (1) 腹起し（付属品を含む。）の材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 鋼板及び形鋼は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材の**3及び4**」に適合しなければならない。

2. タイロッド

- (1) タイロッドの材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、請負者は、製作に先立ちタイロッド及び付属品の図面を監督員に**提出**しなければならない。
- (2) 高張力鋼は、「表 1 - 1 高張力鋼の機械的性質」に適合しなければならない。
- (3) 高張力鋼以外の鋼材は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材」に適合しなければならない。
- (4) タイロッドの製造方法は、アプセット方法によらなければならない。
- (5) タイロッドの本体と付属品の各部材を組み合わせた場合の引張強度は、本体の棒径部の破断強度の規格値以上でなければならない。

表 1 - 1 高張力鋼の機械的性質

種 類	降伏点 N/mm ²	引張強さ N/mm ²	伸び %
高張力鋼 490	325以上	490以上	24以上
〃 590	390以上	590以上	22以上
〃 690	440以上	690以上	20以上
〃 740	540以上	740以上	18以上

3. タイワイヤー

- (1) タイワイヤーの材質、形状寸法及び許容引張荷重は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 請負者は、製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力度等の規格値を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (3) タイワイヤーの化学成分は、「JIS G 3502 ピアノ線材」又は「JIS G 3506 硬鋼線材」に適合しなければならない。
- (4) タイワイヤーの機械的性質は、「JIS G 3536 PC 鋼線及び PC 鋼より線」又は「JIS G 3521 硬鋼線」に適合しなければならない。
- (5) 許容引張荷重の破断強度に対する安全率は、「表 1 - 2 破断強度に対する安全率」としなければならない。ただし、0.2%の永久歪を生じる応力を降伏点応力とみなし、これの破断強度に対する比が 2/3 を下回らないものとする。
- (6) 本体の鋼材は、被覆材を用いて、連続して防せい（錆）加工を行わなければならない。

1-6-2 滑り材

1. 滑り材の材質、形状寸法及び配置は、設計図書のとす。

第7節 係船柱・係船環

1-7-1 係船柱

1. 係船柱及び付属品の材質は、「表1-5-1 係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。
2. 頭部穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、上部コンクリートと同品質でなければならない。

表1-4-1 係船柱及び付属品の材質

名 称	材 質
係船柱本体	JIS G 5101 SC450
アンカーボルト	JIS G 3101 SS400
六角ナット	JIS B 1181 並3級、4T
平座金	JIS B 1256 並丸、鋼
アンカー板	JIS G 3101 SS400 又は JIS G 5101 SC450

1-7-2 係船環

1. 係船環の材質は、「表1-4-2 係船環の材質」の規格に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。なお、請負者はリング部の溶接部をフラッシュバット溶接等とし、リング部周辺をバレル研磨するものとする。

表1-4-2 係船環の材質

名 称	材 質
係船環	SUS 304 又は SUS 316

第8節 車止め・縁金物

1-8-1 車止め・縁金物

1. 車止めの材質、形状寸法及び配置は、設計図書のとす。
2. 鋼 製
 - (1) 車止め及び付属品の材質は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。なお、材質は、「表1-5 車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。

- (2) コンクリートは、上部コンクリートと同品質のものでなければならない。
- (3) 請負者は、製作に先立ち塗料について、監督員の承諾を得なければならない。

3. その他

鋼製以外の車止めは、設計図書の定めによるものとする。

表 1-5 車止め及び付属品の材質規格

名 称	規 格
車 止 め	JIS G 3193 鋼板
ア ン グ ル	JIS G 3192 等辺山形鋼
基 礎 ボ ル ト	JIS B 1178 J形
六 角 ナ ッ ト	JIS B 1181 並 3、7H、4T

第9節 マット

1-9-1 アスファルトマット

1. マットの厚さ、強度、補強材及びアスファルト合材の配合は、設計図書の定めによるものとする。
2. 吊上げ用ワイヤーロープは、脱油処理されたものとし、滑り止め金具を取り付けなければならない。
3. 請負者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

1-9-2 繊維系マット

繊維系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は、設計図書の定めによるものとする。

1-9-3 合成樹脂系マット

合成樹脂系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。

1-9-4 ゴムマット

ゴムマットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、硬度、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。

第10節 組立魚礁部材

1-10-1 コンクリート部材

1. コンクリート部材の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。
2. 使用するコンクリート部材は、第1編第2章第9節セメントコンクリート製品の規定によるものとする。

1-10-2 鋼製部材

1. 鋼製部材の種類、材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 使用する鋼材部材は、第13編第1章第4節鋼材又は**設計図書**の規定によるものとする。
3. 溶接部は、第1編 2-7-7 溶接材料の規定によるものとする。

1-10-3 化学系（FRP）部材

1. FRP部材の種類、材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 使用するFRP部材は、「表1-6 FRP成型材料の材質及び検査」に適合したもの、又は同等以上の品質を有するものとする。

1-10-4 その他の部材（素焼瓦等）

1. その他の部材の種類、材質及び形状は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 使用するその他部材は、**設計図書**の規定によるものとする。

表1-6 FRP成型材料の材質及び検査

種類	材質	検査
ガラス繊維	JIS R 3412 ガラスロービング	JIS R 3420 ガラス繊維一般試験方法
樹脂	JIS K 6919 繊維強化プラスチック用 液状不飽和ポリエステル樹脂	JIS K 6901 液状不飽和ポリエステル樹脂試験方法
着色剤		JIS K 5600 塗料一般試験方法

第11節 その他

1-11-1 ペーパードレーン

1. ドレーン用ペーパー、プラスチックボード等のドレーン材の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 請負者は、施工に先立ちドレーン材の試験成績表を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

1-11-2 防砂目地板（裏込・裏埋工）

防砂目地板の材料及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

1-11-3 汚濁防止膜

1. 請負者は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち監督員に資料を**提出**し、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。なお、**設計図書**に品質が指定されている場合は、それに従わなければならない。
2. 請負者は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2-5-4 基礎捨石工

1. 基礎捨石

請負者は、捨石マウンドの余盛厚が**設計図書**に指定されている場合は、それに従わなければならない。

2. 捨石本均し

請負者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

3. 捨石荒均し

請負者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-5-5 袋詰コンクリート工

袋詰コンクリート工の施工については、第1編 5-6-9 袋詰コンクリートの規定によるものとする。

2-5-6 基礎ブロック工

1. 基礎ブロック製作

(1) 基礎ブロック製作の施工については、第1編第5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(2) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。

(3) 請負者は、製作した基礎ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の**承諾**を得なければならない。

(4) 請負者は、基礎ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

(5) 基礎ブロックの型枠は所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 基礎ブロック据付

(1) 請負者は、施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を監督員に**通知**しなければならない。

(2) 請負者は、基礎ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

(3) 請負者は、海中に仮置された基礎ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

2-5-7 水中コンクリート工

水中コンクリート工の施工については、第1編 5-6-5 水中コンクリートの規定によるものとする。

2-5-8 水中不分離性コンクリート工

水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編 5-6-7 水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

2-16-4 車止・縁金物工

1. 車止・縁金物

(1) 製 作

① 鋼 製 (溶融亜鉛めっき)

イ) 亜鉛の付着量は、「JIS H8641 溶融亜鉛めっき」2種(HDZ55)の550g/m²以上とする。また、試験方法は、「JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。

ロ) めっき作業は、「JIS H 9124 溶融亜鉛めっき作業指針」によらなければならない。

② その 他

鋼製 (溶融亜鉛めっき) 以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。

(2) 施 工

① 鋼 製 (溶融亜鉛めっき)

イ) コンクリートの施工は、第1編第5章無筋、鉄筋コンクリート、溶接は第13編 2-22-2 現場鋼材溶接工、2-22-3 現場鋼材切断工の規定によるものとする。

ロ) 新設の塗装の標準使用量は、「表2-4 塗装工程 (新設)」によらなければならない。

ハ) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識—産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。

(但し、縁金物は除く。) なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。

ニ) 請負者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の承諾を得なければならない。

ホ) 請負者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

② その 他

鋼製 (溶融亜鉛めっき) 以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。

- (5) 請負者は、モルタルライニングの施工を次により行わなければならない。
- ① モルタル注入は、型枠取付後速やかに行わなければならない。
 - ② モルタルが型枠内に完全に充填されたことを**確認**してから、モルタルの注入を停止しなければならない。

3. ペトロラタムライニング

- (1) 請負者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン）を行わなければならない。
- (2) 素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 請負者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
- (4) 請負者は、ペトロラタムライニングの施工を次により行わなければならない。
- ① ペトロラタム系ペーストを塗布する場合は、鋼材表面に均一に塗布しなければならない。
 - ② ペトロラタム系ペーストテープを使用する場合は、鋼材表面に密着するように施工しなければならない。
 - ③ ペトロラタム系ペースト又はペトロラタム系ペーストテープ施工後は速やかにペトロラタム系防食テープを施工しなければならない。

4. コンクリート被覆

- (1) 請負者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン）を行わなければならない。
- (2) 素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 請負者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
- (4) 被覆厚さは、**設計図書**の定めによるものとする。

5. 防食塗装

- (1) 素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 請負者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度 85%以上の場合、作業を中止しなければならない。
- (3) 請負者は、塗装を次により行わなければならない。
- ① 塗装は、下塗、中塗、上塗に分けて行わなければならない。
 - ② 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
 - ③ 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-16-6 付属設備工

1. 係船環

係船環の**施工**については、**設計図書**の定めによるものとする。標準的な形状寸法は「表 2-5 係船環の標準寸法」によるものとする。係船環の施工については、**設計図書**の定めによるものとする。

表 2-5 係船環の標準寸法

太 　　さ	φ=25mm
係 船 環	D=200mm

- ② 車止めは、**設計図書**に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色彩使用通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60 度でなければならない。
- ③ 請負者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- ④ 請負者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度 85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

(2) その他

鋼製以外の車止めの施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-19-3 防食工

防食工の施工については、第 13 編 2-16-5 防食工の規定によるものとする。

第 20 節 魚礁工

2-20-1 一般事項

本節は、魚礁工として単体魚礁製作工、組立魚礁組立工、魚礁沈設工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2-20-2 単体魚礁製作工

1. 単体魚礁製作

- (1) 魚礁製作の施工については、第 1 編第 5 章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 請負者は、製作した魚礁を転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (4) 請負者は、魚礁製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (5) 請負者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2-20-3 組立魚礁組立工

1. 組立魚礁部材運搬

請負者は、部材の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形、欠け等を生じないように取り扱い、部材に損傷を与えない処置を講じなければならない。

2. 足場

足場の施工については、第 1 編 1-1-34、31. 足場工の規定によるものとする。

3. 組立魚礁

- (1) 請負者は、組立ヤードの突起等の不陸を均さなければならない。組立ヤードは、図面図書の定めによるものとする。
- (2) ボルトは、ハンドレンチ等を用いて、ゆるまないように十分に締め付けなければならない。また、**ボルトは、締め付け後、トルクレンチ等で締め付け度合いを確認し、均一性を保つようにしなければならない。**
- (3) 組立及び仮締めに使用するボルト・ナットは、「JIS B 1180 六角ボルト」、「JIS B 1181 六角ナット」に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。
- (4) 化学系接続帯による接続方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (5) 溶接は第 13 編 2-22-2 現場鋼材溶接工、2-22-3 現場鋼材切断工の規定によるものとする。
- (6) 鋼製部材の組立にボルトを使用する場合は、隙間腐食の原因とならないよう全周溶接をする

等、防食処置を行わなければならない。

(7) コンクリート部材の現場製作は、第13編 2-20-2 単体魚礁製作工の規定によるものとする。

(8) 請負者は、魚礁組立完了後、製作番号等を表示しなければならない。

(9) 重錘コンクリートの施工については、第1編第5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

2-20-4 魚礁沈設工

1. 運搬及び仮置

請負者は、仮置ヤードの突起等の不陸を均さなければならない。仮置ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

2. 沈設

(1) 請負者は、施工に先立ち魚礁の沈設時期を監督員に通知しなければならない。

(2) 請負者は、魚礁沈設に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して沈設しなければならない。

(3) 請負者は、必要に応じて沈設工事の施工範囲を示す標識を設置し、管理するものとする。なお、標識灯や浮標灯の構造形式や設置場所等は、監督員の承諾を得なければならない。

(4) 請負者は、沈設に先立ちGPS及びD-GPS等の測量機器を利用して位置を測定し、設計図書に定められた場所に沈設しなければならない。なお、設計図書に測量機器が指定されている場合は、それに従わなければならない。

(5) 沈設時の着底速度は、ブロックに過大な着底衝撃力を与えないように、毎秒0.8m以下の速度で静かに着底させなければならない。

(6) 請負者は、濁りを発生させないよう環境保全に十分注意して投入するものとする。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

第21節 着定基質工

2-21-1 一般事項

本節は、着定基質工として着定基質製作工、着定基質組立工、着定基質設置工、石材投入工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2-21-2 着定基質製作工

着定基質製作の施工については、第13編 2-20-2 単体魚礁製作工の規定によるものとする。

2-21-3 着定基質組立工

着定基質組立の施工については、第13編 2-20-3 組立魚礁組立工の規定によるものとする。

2-21-4 着定基質設置工

着定基質設置の施工については、第13編 2-20-4 魚礁沈設工の規定によるものとする。

2-21-5 石材投入工

(1) 請負者は、石材の投入に先立ちGPS及びD-GPS等の測量機器を利用して位置を測定し、設計図書に定められた場所に投入しなければならない。なお、設計図書に測量機器が指定されている場合は、それに従わなければならない。

(2) 均し精度が、設計図書に指定されている場合、それに従わなければならない。

(3) 請負者は、濁りを発生させないよう環境保全に十分注意して投入するものとする。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	3 浚 渫 工			浚渫	水 深 (底面)	特 による。	特 による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	+ 0 - 規定しない 又は 特 による。	様式・出来形1-1参照 + ; 設計値より浅いことをいう。 - ; 設計値より深いことをいう。
						(法面)	特 検測方法による。	測線間隔は 特 による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	+ 0 - 規定しない 又は 特 による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	3 浚 渫 工			床掘	水 深 (底面)	特 による。	測線間隔は 特 による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	± 30cm又は 特 による。	断面図は監督員が指示したとき作成し提出
						(法面)	特 による。	測線間隔は 特 による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	外側 2 m (法面に直角) 内側 30cm (法面に直角) 又は 特 による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	2 床 掘 工		置換材均し	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+ 規定しない - 0	様式・出来形2-3参照
						天端高、天端幅、法面	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅 10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ± 50cm又は 特 による 天端幅、法面は 特 による。	
							水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		サンドドレーン	位 置	自動位置決め装置による。	転船毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	トランシット及び光波側距儀等により測定する場合は 特 による。	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 + 規定しない - 0 先端深度 + 0 - 規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
						砂の投入量	打込記録の確認	全 数	0.1m ³	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		敷砂均し	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+ 規定しない - 0	様式・出来形2-4参照
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅 10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ± 30cm 天端幅、法面勾配は 特 による。	
							水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		載荷土砂	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+ 規定しない - 0	
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅 10cm 天端高 1 cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ± 50cm 天端幅、法面勾配は 特 による。	
							水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		ペーパードレーン	位 置	自動位置決め装置による。	転船毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	トランシット及び光波側距儀等により測定する場合は 特 による。	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 + 規定しない - 0 先端深度 + 0 - 規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
						ドレーン材の打込長	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙に打込長を記入し提出		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		グラベルマット	延 長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+ 規定しない - 0	様式・出来形2-4参照
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅 10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ± 30cm 天端幅、法面勾配は 特 による。	
							水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	4 圧 密 ・ 排 水 工		グラベルドレーン	位 置	自動位置決め装置による。	転船毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	トランシット及び光波側距儀等により測定する場合は 特 による。	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 + 規定しない - 0 先端深度 + 0 - 規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
						碎石の投入量	打込記録の確認	全 数	0.1m ³	打込記録紙に碎石の投入量を記入し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	5 締 固 工		ロッドコンパクション	位 置	トランシット及び光波測距儀等により測定	特 による。	10cm	管理図に測定結果を記入し提出		
						充填材の投入量			1.0m ³	測定記録等の提出		
						天端高	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	天端高 + 規定しない - 0	
						先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録の提出	先端深度 + 0 - 規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	5 締 固 工		サンドコンパクション パイル	位 置	自動位置決め装置による。	転船毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	様式・出来形2-5参照。トランシット及び光波側距儀等により測定する場合は 特 による。	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 + 規定しない - 0 先端深度 + 0 - 規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
						砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1m ³	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
						盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は 特 による。	10cm	盛上り量の平面図を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	5 締 固 工		盛上り土砂撤去	撤去量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は 特 による。	10cm	撤去量の平面図を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	6 固 化 工		深層混合処理杭	位 置	自動位置決め装置による。	海上施工は改良杭全数。 陸上施工は 特 による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	様式・出来形2-6参照。トランシット及び光波側距儀等により測定する場合は 特 による。	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
						鉛直度 接 合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定（引抜きと貫入時）	1分又は1cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	特 による。	陸上施工は除く。
						天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	1 cm	打込記録紙に天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 + 規定しない - 0 先端深度 + 0 - 規定しない	+ ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。
						硬化材吐量	流量計等により硬化材のm当りの吐量を確認	改良杭全数	1 または 1 t	打込記録紙に硬化材吐出量を記入し提出		
						盛上り量	音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛上り量の図面を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	6 固 化 工		事前混合処理	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+ 規定しない - 0	
						天端高、天端幅	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高1cm	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	特 による。	
							水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	4 地 盤 改 良 工	6 固 化 工		表層固化処理	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+ 規定しない - 0	
						天端高、天端幅、厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高・厚さ1cm	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	特 による。	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	2 基礎 盛砂 工		盛砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形2-4参照
						天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	3 洗掘 防止 工		洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形3-2参照 アスファルトマット、繊維系マット、 ゴムマット 、合成樹脂系マット
						重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	4 基礎 捨石 工		基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合には2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は 監督員の指示による。	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	5 基礎 工	4 基礎 捨石 工		捨石本均し	天端高	レベル又は〈特〉により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1cm	均し出来形図を作成し提出	±5cm	様式・出来形3-3参照
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は 監督員の指示による。	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	5 基 礎 工	4 基 礎 捨 石 工		捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-1 ±50cm、岸壁前面+0、-20cm又は〈特〉による。異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm又は〈特〉による。	注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
						法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-2 ±50cm（法面に直角）異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm又は〈特〉による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
						延 長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による。	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	5 基 礎 工	6 基 礎 ブ ロ ッ ク 工		基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm、-1 cm 高さ+2 cm、-1 cm 長さ+2 cm、-1 cm 壁厚±1 cm	様式・出来形3-4参照 ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全 数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測 定 単 位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	5 基 礎 工	6 基 礎 ブ ロ ッ ク 工		基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3 cm以下	
						延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出	+規定しない - 0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	6 本 体 工 (ケー ソン 式)	2 ケー ソン 製 作 工		ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	スチールテープ等により確認	始・終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形4-1参照
						高 さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
						幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
						長 さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
						壁 厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	± 1 cm	
						底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
						フーチング高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						バラスト	レベル、レッド等により測定	各室中央部1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	砕石・砂 ±10cm コンクリート ± 5 cm	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	8 本 体 工 (場 所 打 式)	2 場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工		場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工 イ) 防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2cm 天端幅10mを超える場合は+5cm-2cm	様式・出来形6-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3cm 天端幅10mを超える場合は+5cm-3cm	
						延 長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±5cm 又は〈特〉による。	
13 漁 港 漁 場 編	2 一般 施工	8 本 体 工 (場 所 打 式)	2 場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工		ロ) 岸 壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2cm	
						延 長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±3cm	
						防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出		
13 漁 港 漁 場 編	2 一般 施工	9 本 体 工 (捨 石 ・ 捨 ブ ロ ッ ク 式)	4 捨 ブ ロ ッ ク 工		捨 ブ ロ ッ ク 製 作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ+2cm, -1cm 長さ+2cm, -1cm 壁厚±1cm	様式・出来形3-4参照 ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観 (異形ブロック)	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場編	2 一般 施工	9 本体工 (捨石・捨ブロック式)	4 捨 ブ ロ ッ ク 工		捨ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3 cm以下	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場編	2 一般 施工	9 本体工 (捨石・捨ブロック式)	4 捨 ブ ロ ッ ク 工		場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は± 2 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm - 2 cm	様式・出来形6-1参照 天端高さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は± 3 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm - 3 cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない - 0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm 又は〈特〉による。	
13 漁港 漁場編	2 一般 施工	10 本体工 (鋼矢板式)	4 鋼 矢 板 工		先行掘削	位 置	トランシット、スチールテープ等により測定	全 数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						掘削長 掘削深度	レベル等により測定	全 数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						掘削径	スチールテープ等により測定(水中の場合はケーシング径等により確認)	全数(水中の場合は適宜)	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	14 被 覆 ・ 根 固 工	2 被 覆 石 工		被覆石均し	法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は〈特〉による。	
						天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm又〈特〉による。 岸壁前面 +0、-20cm又は〈特〉による。	様式・出来形12-1参照
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	
						延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による。	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	14 被 覆 ・ 根 固 工	4 被 覆 ブ ロ ッ ク 工		被覆ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観(異形ブロック)	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	14 被 覆 ・ 根 固 工	4 被 覆 ブ ロ ッ ク 工		被覆ブロック据付	延 長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	14 被覆・ 根固工	5 根固 ブロック工		根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, -1 cm 高さ+2 cm, -1 cm 長さ+2 cm, -1 cm 壁厚±1 cm	様式・出来形12-3参照
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一般 施工	15 上部工	2 上部 コンクリート工		上部コンクリート工 イ) 防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-2 cm	様式・出来形6-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。 注) 本体がケーソンの場合ケーソン質量 2,000t未満 ±20cm 2,000t以上 ±30cm
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-3 cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±5 cm 注) 又は〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	5 防 食 工		電気防食	取付位置	目視（承諾された図面より確認）潜水士による。	取付完了後、全数	〈特〉による	確認結果を提出		様式・出来形14-4参照
						電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1 mV	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準；-770mV 海水塩化銀基準；-780mV 又は飽和硫酸銅電極基準；-850mV	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	5 防 食 工		FRPモルタルライニング	取付高さ	レベルにより測定	取付完了後、上端高さ 鋼管杭；全 数 矢板；1 打設 3 箇所以上	〈特〉による	測定表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	5 防 食 工		ペトラタムライニング	高さ	レベルにより測定	完了後、上端・下端高さ 鋼管杭；全 数 矢板；1 打設 3 箇所以上	〈特〉による	測定表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	16 付 属 工	6 付 属 設 備 工		係船環	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 2 cm	様式・出来形14-1参照
						岸壁前面に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
						取付間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	17 消 波 工	3 消 波 ブ ロ ッ ク 工		消波ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観 察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
						ブロック外観（異形ブロック）	観 察	10個に 1 個以上測定		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13	2	17	3		消波ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
13	2	18	2		裏込材 (均しを行わない面)	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1 cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						法 面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
13	2	18	2		裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1 cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	±20cm	
						法 面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±20cm (法面に直角)	マット等を使用する場合を含む。
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場編	2 一般 施工	18 裏込 ・裏埋 工	2 裏込 工		吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形3-2参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
						重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	
13 漁港 漁場編	2 一般 施工	18 裏込 ・裏埋 工	3 裏埋 工		裏埋材	地盤高 (陸上部)	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	1cm	平面図に実測値を記入し提出	〈特〉による。	変化点は測定する。
						(水中部)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	〈特〉による。	変化点は測定する。
13 漁港 漁場編	2 一般 施工	18 裏込 ・裏埋 工	3 裏埋 土工		土砂掘削	地盤高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに1箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形18-1参照
						幅	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						法長	スチールテープ等により測定	延長20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
13 漁港 漁場編	2 一般 施工	19 維持 修繕 工	2 維持 塗装 工		係船柱塗装	塗装箇所	目視(承諾された図面より確認)	塗装完了後、全数		確認結果を提出	〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		コンクリート部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 mm	管理表を作成し提出	幅、高さ、長さ +10mm×部材連 数 - 5mm×部材連	様式・出来形23-2参照
						ボルトの取付け	観 察	全箇所		観察結果を報告		
						ボルトの締付け	トルクレンチ等による測定	〈特〉による。	〈特〉による。	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		鋼製部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 mm	管理表を作成し提出	幅 +30mm, -10mm 高さ+30mm, -10mm 長さ+30mm, -10mm	
						のど厚、脚長、溶接長	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	〈特〉による。	1 mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						有害な欠陥の有無	観 察	全 数		観察結果を報告		
						溶接部非破壊試験	JIS Z 3104放射線透過試験の他、〈特〉による。	〈特〉による。		写真又はフィルムを提出	〈特〉による。	
							カラーチェック	〈特〉による。		写真を提出	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		化学系（FRP）部材組立	幅、高さ、長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 mm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形23-2参照
						接続帯の取付け	観 察	接続終了後、全箇所		観察結果を報告	〈特〉による。	
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	3 組 立 魚 礁 組 立 工		重錘コンクリート製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +3 cm, -1 cm 高さ+3 cm, -1 cm 長さ+3 cm, -1 cm	

編	章	節	条	枝番	工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	20 魚 礁 工	4 魚 礁 沈 設 工		魚礁沈設	位置 集中配置 (乱積配置)	G P S 及び D - G P S 等により測定	魚礁沈設時に10基に1基 以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	配置中心点:±30m その他は〈特〉に よる。	様式・出来形23-3参照
						位置 ゾーン配置	G P S 及び D - G P S 等により測定	魚礁沈設時に10基に1基 以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	ゾーン内	
						位置 計画配置 (相対配置)	G P S 及び D - G P S 等により測定	魚礁沈設時に全基測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	
						高さ	音響測深器等により測 定	集中配置、ゾーン配置は 中心点から8方位を測定 計画配置は〈特〉によ る。	1 0 c m	出来形図を作成し、記 録紙にも寸法を表示し 提出	集中配置： + 規定しない - 0 (Hは魚礁1基の 高さ) ゾーン配置、計画 配置：重ならない こと、その他は 〈特〉による。	
					長さ、幅	音響測深器等により測 定	集中配置、ゾーン配置は 中心点から8方位を測定 計画配置は〈特〉によ る。	1 0 c m	出来形図を作成し、記 録紙にも寸法を表示し 提出	〈特〉による。		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	21 着 定 基 質 工	2 着 定 基 質 製 作 工		着定基質製作	型枠形状寸法 (異形ブロッ ク)	観 察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		魚礁タイプは、23.魚礁 工を適用する。
						ブロック外観 (異形ブロッ ク)	観 察	全 数		観察結果を報告		
13 漁港 漁場 編	2 一 般 施 工	21 着 定 基 質 工	4 着 定 基 質 設 置 工		着定基質設置	位置 計画配置 (相対配置)	G P S 及び D - G P S 等により測定	着定基質設置時に全基測 定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	様式・出来形23-3 (計画 配置) 参照
						長さ、幅	音響測深器等により測 定	〈特〉による。	1 0 c m	出来形図を作成し、記 録紙にも寸法を表示し 提出	〈特〉による。	
						天端高	音響測深器等により測 定	〈特〉による。	1 0 c m	出来形図を作成し、記 録紙にも寸法を表示し 提出	重ならないこと、 その他は〈特〉に よる。	

3-3 控 工

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1) 腹起し							3-2鋼板及び形鋼等を適用する。
2) タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合) JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
		(高張力鋼材の場合) 機械的性質は第13編1-4-5に、化学成分は〈特〉及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	機械的性質は第13編表1-1、化学成分は〈特〉及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
3) タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	被覆材	〈特〉の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立品引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	

7. 係船柱・係船環

7-1 係船柱

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1-4-1	1 溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 図2-1~3 及び第13編 表2-1	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

7-2 係船環

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 係船環	材 質	第13編表1-4-2及び〈特〉の材質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1-4-2	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 表2-5及び〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

8. 車止め・縁金物

8-1 車止め・縁金物

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼 製 (縁金物を含む)	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1-5	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
2) その他 (縁金物を含む)	材 質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	使用上有害な反り等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

9. マット

9-1 アスファルトマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) アスファルトマット (洗掘防止)	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	第13編 1-9-1又は特による。	1,000m ² に1回	試験成績表及び配合表を提出	〈共〉8アスファルト舗装を適用する。	
	外観	補強材の種類は〈特〉に適合していること。	観察	〈特〉による。	搬入時、適宜			
	形状寸法	厚さ		スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し提出	
		幅及び長さ		スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に1枚を1箇所	管理表を作成し提出	
2) 摩擦増大用マット	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	第13編 1-9-1又は〈特〉による。	1,000m ² に1回	試験成績表及び配合表を提出	〈共〉8アスファルト舗装を適用する。	
	外観						9-1-1)アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。	
	形状寸法						9-1-1)アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。	

9-2 繊維系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096

9-3 合成樹脂系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773

9-4 ゴムマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252
2) 摩擦増大用マット	材質	〈特〉による。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
	形状寸法	〈特〉による。	スチールテープ等で測定	〈特〉による。	〈特〉による。	管理表を作成し提出	

10. 組立魚礁部材

10-1 コンクリート部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) コンクリート部材	外観	有害な傷、ひび割れ、欠け、ねじれ等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 1-10-1又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	
	強度	供試体の作成	JIS A 1132		1日1回とし、1日の打設量が50m ³ を超える場合は50m ³ ごとに1回とする。		
		圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上		製造工場の試験成績表(検査証明書)を提出	

10-2 鋼製部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼製部材	本体・付属品の化学成分、機械的性質	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 1-10-2又は〈特〉による。		試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	製造工場の測定結果表により確認	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第13編 1-10-2又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	目視及びカラーチェックの他、〈特〉による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 1-10-2又は〈特〉による。	搬入前、全数	試験成績表(検査証明書)を提出	

10-3 化学系（FRP）部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) FRP部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-3又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-3又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	
	質量	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-3又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	

10-4 その他の部材（素焼瓦等）

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) その他部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-4又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-4又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	
	質量	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表（検査証明書）により確認	第13編 1-10-4又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	

11. その他

11-1 ペーパードレーン

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ドレーン材	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜	試験成績表を提出	
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	管理表を作成し提出	

11-2 防砂目地板

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 防砂目地板	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	〈特〉による。	

11-3 汚濁防止膜

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 汚濁防止膜	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	〈特〉による。	